○東伊豆町住宅リフォーム振興事業補助金交付要綱

|  |
| --- |
| （平成１６年３月２４日要綱第７号） |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| |  |  |  | | --- | --- | --- | | 改正 | 平成２１年１月７日要綱第１号 | 平成２３年２月２５日要綱第５号 | | 平成２６年２月５日要綱第１号 | 令和２年３月１８日要綱第１４号 | | 令和４年３月２３日要綱第３６号 |  | |

|  |
| --- |
|  |

（目的）

第１条　この要綱は、ユニバーサルデザインの基本理念に基づき、町民の快適な住環境整備と町内の建築関係業界の振興を図るため、町民が町内の施工業者を利用し、住宅を改良する場合に、予算の範囲内において経費の一部を補助することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　個人住宅　自己又はその家族の居住の用に供する住宅をいう。

（２）　併用住宅　建築物に個人住宅部分及び店舗、事務所、賃貸住宅等の部分があり、かつ、建築物が一体として登録されている住宅をいう。

（３）　改良工事（以下「工事」という。）　住宅の増築（別棟で建てるものを除く。）、改築、修繕、模様替をいう。

（４）　町内施工業者　第１７条の規定に基づく町長の資格登録を受けている者であって、町内に事業所を有する法人又は町内に住所を有する個人事業者で本町に町民税申告している者をいう。

（補助の範囲）

第３条　町民が町内施工業者によって工事を行う場合に、当該経費の一部を補助するものとする。

２　前項に定める補助は、一住宅につき５回までとする。ただし、当該住宅の所有者が変更となった場合は、この限りでない。

（補助対象住宅）

第４条　補助の対象となる住宅は、町民が町内に所有する個人住宅及び併用住宅の居住部分とする。

（補助対象工事）

第５条　補助の対象となる工事は、当該工事の金額が消費税を除き、５万円以上の工事とする。

２　東伊豆町木造住宅耐震補強助成事業、介護保険住宅改修事業及びその他制度の補助を受けた工事については、その事業に係る補助金、又は保険給付額を当該工事の金額から差し引いた金額に前項を適用することができる。

（補助金の額）

第６条　補助金の額は、工事の金額が１００万円以上の場合は２０万円、５万円以上１００万円未満の場合は当該工事の金額の２０パーセントの額とする。ただし、補助金の額に１,０００円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

２　補助金の額は一申請者につき２０万円を上限とする。

（補助対象者）

第７条　補助を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者でなければならない。

（１）　申請日において申請者又はその家族が東伊豆町に住民登録をし、居住している者

（２）　補助の対象となる住宅の所有者、又は町長が認めた者

（３）　申請日において町税等（介護保険料、水道料等を含む。）を滞納していない者

（４）　過去にこの要綱による補助金を受けていない者又は交付金額かつ交付回数の上限に達していない者

（申請の方法）

第８条　申請者は、東伊豆町住宅リフォーム振興事業補助金交付申請書（様式第１号）に次の各号に掲げる書類を添付して町長に申請しなければならない。

（１）　住民票の写し

（２）　固定資産課税台帳登録事項等証明書（家屋）又はそれにかわるもの

（３）　工事の見積書、又は工事請負契約書の写し

（４）　工事予定箇所の写真

（５）　建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第６条第１項に規定する確認の申請を必要とする家屋については、確認済証の写し

（６）　その他町長が必要と認める書類

２　町長は、必要と認めるときは申請があった工事について、調査を行うことができる。

（補助の決定通知）

第９条　町長は、前条第１項の申請書及び添付書類の内容を審査のうえ、適当と認めたときは、補助金の決定をし、東伊豆町住宅リフォーム振興事業補助金交付決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

（計画の変更等）

第１０条　申請者は、工事内容又は工事金額に変更が生じたときは、速やかに東伊豆町住宅リフォーム振興事業補助金交付変更申請書（様式第３号）により、町長に申請しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合は申請を不要とする。

（１）　当該工事金額の２０パーセント以内の変更

（２）　補助金額に増減のない変更

２　町長は、前項の申請を受理したときは、内容を審査し、適当と認めたときは、東伊豆町住宅リフォーム振興事業補助金交付変更承認通知書（様式第４号）により申請者に通知するものとする。

（権利譲渡等の禁止）

第１１条　第９条若しくは第１０条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（工事の完了報告）

第１２条　申請者は、当該補助事業が完了したときは、工事完了届（様式第５号）に次の各号に掲げる書類を添付して町長に申請しなければならない。

（１）　工事代金領収書の写し

（２）　工事完成写真

（３）　その他町長が必要と認める書類

２　前項の書類は、当該補助事業の完了の日から起算して３０日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の３月１０日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第１３条　町長は、工事完了届を受理したときは、当該書類を審査のうえ適当と認めたときは、東伊豆町住宅リフォーム振興事業補助金交付確定通知書（様式第６号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第１４条　申請者は、前条の通知を受けたときは、速やかに東伊豆町住宅リフォーム振興事業補助金交付請求書（様式第７号）を町長に提出しなければならない。

（補助の取消し）

第１５条　町長は、申請者が次の各号の１に該当するときは、東伊豆町住宅リフォーム振興事業補助取消通知書（様式第８号）により、補助の取消しを通知するものとする。

（１）　偽りその他不正な手段により、補助の決定を受けたとき。

（２）　補助の決定内容、又はこれに付した条件に違反したとき。

（３）　その他、町長が補助の決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

（補助金の返還）

第１６条　町長は、前条の規定により補助を取り消したときにおいて、既に補助金が支給されているときは、期限を定めて当該補助金の全額又は一部を返還させることができる。

（施工業者の資格登録）

第１７条　この要綱に基づく住宅改修工事施工業者の資格登録をしようとする者は、東伊豆町住宅リフォーム振興事業工事施工業者資格登録申請書（様式第９号）に次の各号に掲げる書類を添付して町長に申請しなければならない。ただし、競争入札参加資格認定を受けている者は、この限りでない。

（１）　申請者が法人の場合は、法人登記全部事項証明書

（２）　申請者が個人の場合は、住民票の写し及び直近の納税証明書等

２　前項の登録の有効期間は、登録の日からその日の属する翌年度の末日までとする。

３　町長は、同条第１項の申請書及び添付書類の内容を審査のうえ、適当と認めたときは、東伊豆町住宅リフォーム振興事業資格登録通知書（様式第１０号）により当該施工業者に通知するとともに、資格を有する者の名簿に登録するものとする。

（施工業者の遵守事項）

第１８条　町内施工業者は、住宅リフォームの施工業務の全てを他に委託してはならない。

（その他）

第１９条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、平成１６年４月１日から施行する。

２　この要綱は、平成１６年度から平成２５年度までの補助金に適用する。

附　則（平成２１年１月７日要綱第１号）

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この要綱は、公布の日から施行する。

附　則（平成２３年２月２５日要綱第５号）

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年２月５日要綱第１号）

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

１　この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

２　この要綱は、平成２６年度から平成３５年度までの補助金に適用する。

附　則（令和２年３月１８日要綱第１４号）

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和４年３月２３日要綱第３６号）

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第１号

東伊豆町住宅リフォーム振興事業補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第２号

東伊豆町住宅リフォーム振興事業補助金交付決定通知書

[別紙参照]

様式第３号

東伊豆町住宅リフォーム振興事業補助金交付変更申請書

[別紙参照]

様式第４号

東伊豆町住宅リフォーム振興事業補助金交付変更承認通知書

[別紙参照]

様式第５号

工事完了届

[別紙参照]

様式第６号

東伊豆町住宅リフォーム振興事業補助金交付確定通知書

[別紙参照]

様式第７号

東伊豆町住宅リフォーム振興事業補助金交付請求書

[別紙参照]

様式第８号

東伊豆町住宅リフォーム振興事業補助取消通知書

[別紙参照]

様式第９号

東伊豆町住宅リフォーム振興事業工事施工業者資格登録申請書

[別紙参照]

様式第１０号

東伊豆町住宅リフォーム振興事業資格登録通知書

[別紙参照]